

ウーリ州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 11月3日、ウーリ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施すると発表

【本文】

11月3日、ウーリ州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 イベントの最大参加人数が50人から30人へ引き下げられます。

2 飲食店等の経営者は、客の連絡先情報の収集に加え、入出時間の記録が義務付けられます。

3 適用期間

2020年11月6日(金)午前0時から11月30日(月)まで

○ウーリ州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.ur.ch/mmregierungsrat/72142>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>